

平成 31 年度 実施方針の策定の見通しの公表について

平成 31 年 4 月
草津市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下記のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合があります。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管
（仮称）草津市立プール整備・運営事業	事業契約日から平成 50 年（2038 年）3 月まで（予定）	新たに設置する（仮称）草津市立プールについて、設計、建設、運営・維持管理を行う。	滋賀県草津市西大路町他地先	平成 31 年（2019）年 6 月（予定）	草津市建設部 プール整備事業推進室